

## 請願第 10 号

### 18 歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成事業創設を求める請願

#### 1 補聴器購入費助成制度の現状について

##### (1) 国の公的助成制度（補装具費支給制度）

- ・ 補聴器購入費等の公的助成は、「身体障害者福祉法施行規則」に定める聴力基準に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた方を対象に、全国一律の「補装具費支給制度」として運用されることが基本である。
- ・ 手帳（聴覚障がい）の交付基準：原則として両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上

##### (2) 手帳交付対象とならない方への本市の助成

本市では、それぞれ明確な目的のもとに対象を限定して実施している。

| 対象             | 目的・根拠                                    | 助成単価                                     | 財源    |
|----------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-------|
| 18 歳未満の<br>難聴児 | 児童の発達支援<br>(県との協調事業)                     | 5 万 3,500 円～最大 14 万 4,900 円<br>(補装具基準準拠) | 県補助あり |
| 65 歳以上の<br>高齢者 | 認知症・フレイル予防<br>(保健・予防の観点)<br>※本年 7 月～新規実施 | 上限 3 万円<br>(他都市参考・インセンティブ設計)             | 市単独   |

#### 2 聴力レベルの区分と軽度・中等度難聴者の状況について

##### (1) 聴力レベルの区分

| 区分    | 聴力レベル      | 主な状態            | 公的支援           |
|-------|------------|-----------------|----------------|
| 正常    | 25dB 未満    | 通常の会話に支障なし      | —              |
| 軽度難聴  | 25～40dB 未満 | 小声や騒音下での聞き取りが困難 | 手帳交付なし（本請願の対象） |
| 中等度難聴 | 40～70dB 未満 | 普通の会話でも聞き取りが困難  | 手帳交付なし（本請願の対象） |
| 高度難聴  | 70～90dB 未満 | 大声でも聞き取りが困難     | 手帳交付・補装具費支給    |
| 重度難聴  | 90dB 以上    | ほとんど聞こえない       | 手帳交付・補装具費支給    |

## (2) 軽度・中等度難聴者の困難と市の認識

- ・ 軽度・中等度難聴者（25～70dB 未満）であっても、日常生活において支障を来す場面があることは本市としても認識している。
- ・ 一方で、聴覚障がいのみならず、視覚障がい・肢体不自由など様々な障がいにおいて、手帳基準に該当しない程度の困難を抱える方は多く存在する。

## 3 18 歳から 64 歳までの難聴者への支援に対する認識と国の制度について

### (1) 必要性の認識

- ・ 就労や社会参加など日常生活において補聴器が重要な役割を果たしていることは認識している。
- ・ 中年期の難聴と認知症リスクに関連があるとする研究報告等があることも認識している。
- ・ 一方で、補聴器への支援が将来的な医療費等の抑制につながるとの推計については、本市における直接的な財政軽減効果として客観的に検証することが困難である。

### (2) 国全体で整理すべき課題であること

- ・ 当該年代への支援は、幼少期からの難聴・中途難聴など背景やニーズが多様であり、特定の疾患予防の枠組みを超えた、日常生活・社会参加を幅広く支える意味合いが強い。
- ・ 手帳基準に該当しない方への対象範囲の拡大は、身体障害者手帳制度の在り方にも関わる課題であり、各自治体が個別に判断するものではなく、本来、国全体の福祉制度の中で全国一律の基準として議論・整理されるべきものである。

## 4 他自治体の実施状況について

本制度を導入する自治体が徐々に広がっていることは承知しているが、本市と同規模の中核市においては、62 市中 1 市（豊田市）のみであり、導入が進んでいない実態がある。

| 区分             | 65 歳以上対象        | 18 歳以上対象       |
|----------------|-----------------|----------------|
| 全国（1,747 市町村）  | 468 自治体（26.79%） | 106 自治体（6.07%） |
| 中核市（62 市）      | 28 市            | 1 市（豊田市のみ）     |
| 東北 6 県中核市（8 市） | 1 市（山形市のみ）      | 0 市            |

（参考）県内市町村の状況（令和 7 年 7 月時点・青森県調べ）

| 区分                       | 市町村数   | 内訳                        |
|--------------------------|--------|---------------------------|
| 助成制度を実施している市町村（合計）       | 21 市町村 | 県内 40 市町村中 21 市町村が実施      |
| うち 18 歳以上を対象（請願と同様の対象範囲） | 13 市町村 | 3 市（三沢市、つがる市、平川市）・6 町・4 村 |

## 5 本市において制度を創設する上での課題について

### (1) 制度構築上の課題

- ・対象範囲の設定（軽度難聴をどこから対象とするか等）
- ・手帳基準に満たない他の障がいとの整合性（視覚障がいにおける自費の眼鏡や、軽度の肢体不自由における自費の装具・生活用具などの自己負担とのバランス）
- ・既存支援との優先順位（手帳を所持する重度障がい者へのストーマ装具助成の拡充など、既存の福祉ニーズへの対応との優先順位）
- ・国・県の補助制度がなく、市単独での財源確保が必要

### (2) 制度設計（助成内容・助成単価）に関する課題

18 歳から 64 歳までを対象とした制度を創設する場合、その制度目的に応じて助成内容や助成単価をどのように設定するかが大きな課題となる。

| 想定する制度              | 制度の目的               | 助成水準（目安）               | 課題                 |
|---------------------|---------------------|------------------------|--------------------|
| 65 歳以上の高齢者<br>助成と同様 | 保健・予防、早期受診の<br>動機付け | 上限 3 万円                | 就労等を支える実効性<br>には課題 |
| 18 歳未満の難聴児<br>と同様   | 補聴器購入費への実質的<br>支援   | 平均約 9 万円<br>(過去 3 年実績) | 財政負担が大きい           |

### (3) 財政負担に関する課題

請願の試算に基づき、助成単価を過去の実績値に置き換えて試算すると、次のとおりとなる。

国・県の補助制度がない中で、市単独でこれだけの恒常的な財政負担を伴う制度を維持していくことは、他の既存福祉事業との均衡や財政の持続可能性の観点から、極めて困難である。

| 区分            | 年間利用者推計  | 助成単価        | 費用試算額<br>(年間) |
|---------------|----------|-------------|---------------|
| 請願試算（単価 3 万円） | 400 人 ※1 | 30,000 円    | 12,000 千円     |
| 請願試算（実績単価適用）  | 400 人 ※1 | 90,214 円 ※2 | 36,086 千円     |

※1 請願の試算：18～64 歳人口 135,000 人に難聴者率 10%及び補聴器装用率 15%を乗じ、耐用年数（5 年）を考慮して算出。

※2 助成単価：青森市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業における過去 3 年間（R5～R7）の新規購入実績の平均額。

## 6 市の考えについて（まとめ）

---

18 歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成については、

- ① 対象者の状況や支援ニーズが多様であり、公費助成の基準は国全体の制度として整理されるべき課題であること
- ② 本市と同規模の中核市において導入が進んでいない実態があること
- ③ 助成単価の設定が困難であり、請願の想定を大幅に上回る財政負担が生じる可能性があること

以上を総合的に勘案すると、現時点において本市独自の助成制度を創設することは困難である。

今後も、国や県の動向、他自治体の実施状況等について注視していく。